

42. 47

**意匠登録出願前に公開した模様に基づいて意匠法第4条第2項
の規定の適用を受けようとする場合について**

意匠法第4条第2項の規定から、公開されたものはあくまでも意匠でなくてはならない
(注) ことから、創作者の創作した意匠の一部として模様のみを公開した場合は、当該模様
は、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、又は意匠登録を受ける権利を有する
者の行為に起因して意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠には該
当しない。

(注) 新規性喪失の例外の規定は、「意匠登録を受ける権利を有する者」の救済を目的とする規定であ
ることから、意匠登録を受けることができない模様のみを公開した場合にまで、本規定を適用する
ことは、創作した意匠を保護する意匠法本来の目的から認められない。